

別表3：修理基準

建築物	敷地割	・原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。
	位置・規模	・同上
	高さ	・同上
	構造	・原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。 ・旧状を損なわないよう、然るべき構造補強を図るよう努める。
	屋根	・原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。
	軒庇・庇	・同上
	外壁	・同上
	建具	・同上
	基礎	・同上
	色彩	・原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。
	設備機器等	・通りから見えにくい配置、形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、町並みと調和する材料、仕上げ、着色をした外観上目立たない目隠しを行うものとする。 ・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、通りから見えにくい位置に設置するとともに、鶏籠山、的場山、白鷺山の主要な眺望点からの景観を損なわないものとする。
	屋外広告物	・掲出数は必要最小限とし、材質、大きさ、位置、色彩等については、周囲の景観に調和したものとする。
工 作 物 等	門	・原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。
	塀	・同上
	石垣	・同上
	屋外広告物	・同上
環境物件	・町並みに調和するよう現状維持及び保全又は復旧とする。	

別表4：修景基準

建築物	敷地割	・現状維持を原則とする。
	位置・規模	・両隣との位置及び前後の位置は、伝統的建造物の特性を維持したものとし、連続性を保つものとする。
	高さ	・地上2階建以下を原則とする。 ・主たる通り側の1階庇の高さ及び2階屋根高さは、伝統的建造物の特性を維持したものとす。
	構造	・原則として在来軸組工法又は伝統工法とする。ただし、規模や用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、地区内に存在する類似する建造物の意匠を踏まえるなど、町並みと調和するものとする。
	屋根	・主たる通りに面する建築物の形態は、原則として切妻造り平入りとする。 ・その他の建築物の形態は、原則として切妻造り、入母屋造りのいずれかとし、伝統的建造物の特性を維持したものとす。 ・材料は、原則として和瓦葺きとする等、伝統的建造物の特性を維持したものとす。 ・勾配は、原則として周囲の伝統的建造物と類似したものとす。
	軒・庇	・主たる通りに面する側の1階と2階の間には庇を設ける。 ・軒及び庇の規模、高さ、設置構造、勾配、意匠、仕上げ等は、伝統的建造物の特性を維持したものとす、連続性を保つものとする。 ・屋根材料は、原則として和瓦葺きとし、伝統的建造物の特性を維持したものとす。
	外壁	・材質、様式、意匠は、伝統的建造物の特性を維持したものとす。
	建具	・位置及び形態は、伝統的建造物の特性を維持したものとす。 ・建具は原則として木製とする。 ・主たる通りから望見できる箇所にある建具には、伝統的な意匠の出格子や虫籠窓を設ける等、伝統的建造物の特性を維持したものとす。
	基礎	・基礎の立ち上がり部分は見えないようにする。
	色彩	・伝統的建造物の特性を維持したものとす、全体として町並みに調和したものとす。
	設備機器等	・通りから見えにくい配置、形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、町並みと調和する材料、仕上げ、着色をした外観上目立たない目隠しを行うものとする。 ・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、通りから見えにくい位置に設置するとともに、鶏籠山、的場山、白鷺山の主要な眺望点からの景観を損なわないものとする。
屋外広告物	・掲出数は必要最小限とし、材質、大きさ、位置、色彩等については、周囲の景観に調和したものとす。	
工 作 物 等	門	・規模、様式、材料、仕上げ、着色については、周囲の伝統的建造物の特性に合わせたものとす。
	塀	・同上
	石垣	・同上
	屋外広告物	・同上
駐車場・車庫	・駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして、外部から見えないようにし、歴史的風致を損なわないものとする。 ・車庫を設ける場合は、建築物の修景基準に従うものとする。	